

質問；ソフトボールの公認審判員について教えてください。

回答；公認審判員のユニホームだけでは分かりませんが、公認審判員には、公認審判員規程により第一種、第二種、第三種の種別があります。種別は、それぞれの認定会においてルールに関する筆記および実技のテストが行われ、所定の水準に達していると認定された者に与えられます。なお、認定に当たっては、審判員が所属する支部長の内申書(審判員としての活動状況)も考慮されることになっています。

公認審判員は、種別によって次の大会の審判ができることになっています。なお、公認審判員は毎年登録(更新)しなければならないが、登録した者には年度のワッペンが交付されます。ワッペンをユニホームの左腕に付けていなければ、公式試合の審判員とは認められません。

- 第一種 … 全国的な大会(例 国体(予選を含む))
- 第二種 … 地区大会(例 近畿大会(予選を含む))
- 第三種 … 支部内の大会(例 奈良県大会)

公認審判員には、当然のこととして、ルールの正しい適用と正しい審判技術が強く求められます。公正な審判により、監督・コーチ・選手の皆さんはもとより、ソフトボールを愛する皆さんから信頼される審判員となるよう精進しております。

一人でも多くの方の資格取得にご協力をよろしくお願いいたします。

#### 【ご参考】

○当協会の公認審判員は、平成 26 年度現在 102 名です。

○各種別の認定は、次のように段階を踏むこととなります。

第三種公認審判員認定→< 審判活動 >→第二種公認審判員認定→< 審判活動 >→  
→第一種公認審判員認定< 審判活動 >